

マイナンバー(個人番号)の取扱いが 開始されています



- 平成29年1月1日地方公務員等共済組合法施行規程が改正され当共済組合においてもマイナンバーを収集することとなりました。
- 組合員の資格取得時や被扶養者認定申告時に、マイナンバーを収集します。



	組合員、 税法上の扶養親族である被扶養者 及び16歳未満の被扶養者	税法上の扶養親族でない被扶養者 (16歳以上)
マイナンバーは いつ提出するの?	事業主から直接取得しますので、 提出は不要 です。	被扶養者証交付以後、所属所 を経由して当共済組合へ提出 してください。
届出用紙は変わるの?	「一般組合員資格取得届」及び「被扶養者申告書」にマイナンバー 欄が設けられますが、別途収集しますので 記入不要 です。	

詳しくは、「公立学校共済組合員等の個人番号の取扱いについて」(平成29年1月19日付28公立東京給第1771号)により所属所へ通知しています。

- 収集したマイナンバーは、短期給付(医療保険)や長期給付(年金)等の事務のために、地方公共団体等との情報連携(国の情報提供ネットワークシステムを介して複数の機関が保有する同一人の情報を紐付けし、相互に活用すること)に利用します。現在、平成29年7月からの情報連携開始に向けて準備が進められています。情報連携が開始されると、公立共済の業務においても添付書類の提出を省略できるなど、手続きが簡略化される予定です(住民票や非課税証明書等の書類が省略できるようになると見込まれています。)。情報が得られ次第、順次お知らせしていきます。

当共済組合における番号制度利用等の詳細については、ホームページをご覧ください。

<http://www.kouritu.go.jp/about/privacy/mynumber/index.html>



番号制度に関しては、社会保障・税番号制度(内閣官房)のホームページをご覧ください。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

